

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成31年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、240者以上が見込まれる。

平成31年1月25日（金）

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 中島 靖

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成31年度総合評価関連資料作成業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務目的 本業務は、最大過去5年度程度の試行工事・業務の実施結果を含め、各工種や平均落札率、発注タイプ、工事成績評定点、参加者数等について、Excel等による関数・マクロ等を用いたデータ・グラフ作成等を行い、過年度までの課題に対する対応方針検討の基礎資料作成及び毎月の工事・業務の実施調査に関するデータ整理を行う業務である。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとするが、受注者は本作業を行うにあたり、調査職員の指示により調整をはかりながら必要な資料の作成を行い、調査職員に報告又は提出するものとする。

①技術管理に関する資料のとりまとめ

工事及び業務において実施している総合評価に関する各種施策の実施結果をとりまとめるため、エクセル等を用いて過去の実績データを整理・検討し、とりまとめを行う。作業に当たって必要な資料は、調査職員より貸与する。

②会議資料等作成

とりまとめを行った資料を基に、基礎データを整理・検討した上で、データのグラフ化等会議に必要な資料作成を行う。

③その他調査職員が指示する資料作成

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の観点から競争参加資格確認申請書等を提出する者は（以下「競争参加資格確認申請者」という。）創意工夫を發揮し、各提案を行うこととする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：「守秘義務及び個人情報漏洩防止を確保するための具体的な工夫及び留意点について」

(5) 成果品

1. 成果品の全ては、発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を得ず第三者に公表貸与してはならない。

納品する成果品は次のとおりとし、電子媒体（CD-R）で2部提出するものとする。

- ・打合協議議事録
- ・作業報告書
- ・作業計画書
- ・その他関係資料及び発注者が必要と認める資料

2. 電子媒体による成果品は、次の要領で作成するものとする。

(1) 仕様媒体は CD-R とし、媒体に格納するものとする。

(2) 下記のアプリケーションソフトで読み込み可能な形式とする。

- ・ワープロソフト Microsoft Word 2007 以上
- ・表計算ソフト Microsoft Excel 2007 以上
- ・PDF 閲覧ソフト Adobe Reader 11 以上

(3) 各ファイルには、パスワード処理、書庫圧縮処理をしないものとする。

(4) 画像ファイル以外は PDF 化しないものとする。

(5) 納品時に最新の検索エンジン及びパターンファイルでウィルスチェックを行い、そのログを合わせて添付するものとする。

(6) 履行期間 契約締結の翌日～平成32年3月31日

(7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

(8) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

2. 入札参加資格

競争参加資格者は、2-1.に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄総合事務局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格に関して、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として認定を受けている又は申請中であること。

なお、平成31年4月1日までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 2-1(2)に掲げる平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書等提出期限までに平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格に関して、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行うこと。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、沖縄総合事務局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成16年度以降に完了した以下に示す業務（平成30年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務、行政事務補助業務。

2-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士

- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(※2)
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(※1)(技術士部門と同様の部門に限る)

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、 RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※2 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者(土木)I種

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成16年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(平成30年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成16年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1) 同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務(類する業務を含む)及び行政事務補助業務(資料整理業務)

2) 類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(類する業務を含む)、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務、行政事務補助業務(計画及び協議資料作成業務)

また、上記の期間に出産・育児等による休業期間(以下出産・育児等による休業)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本

業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料を様式－11に添付すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加確認申請書と同様の扱いとする。

(4) 手持ち業務量

- 配置予定管理技術者は、平成31年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成31年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

（複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする）

平成31年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るもの）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

- 本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円、件数で10件（平成31年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るもの）を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1）から3）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している

配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
 - ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
 - ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
 - ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）、公共工事品質確保技術者（II）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※2）
 - ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る）
 - ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験（※）を10年以上有する者
- ※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。
- ※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者
- ※2 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり
- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）I種またはII種

2－7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

（1）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（2）総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点) × (1 - 入札価格／予定価格)

価格評価点の満点は 30 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点) + (技術提案評価点)

技術提案評価点＝(②に係る評価点) + (③に係る評価点)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号

沖縄総合事務局開発建設部 管理課 契約第一係

電話 098-866-1901

F A X 098-861-3654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。(ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記 4. (1) にて交付する。)

交付期間：平成 31 年 1 月 25 日（金）から平成 31 年 3 月 29 日（金）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9 時 00 分から 17 時 15 分まで」とする。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成 31 年 1 月 28 日（月）から平成 31 年 2 月 18 日（月）17 時 15 分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、平成 31 年 2 月 18 日（月）17 時 15 分までに上記 (1) に必着とする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成31年3月1日（金）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成31年3月29日（金）12時00分

・紙により持参の場合は、平成31年3月29日（金）12時00分

・開札は、平成31年4月1日（月）15時00分

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局開発建設部 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書に特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(6) 本業務にかかる落札及び契約締結は、平成31年4月1日とするが、当該業務にかかる平成31年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

6 . Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :

Yasushi Nakajima,
Director-General, Development Construction Department,
Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

(2) Subject matter of the contract :

In 2019 fiscal year, Duties to make a document related to a comprehensive evaluation.

(3) Time-limit to express interests by electronic bidding system :

17:15 of 18 February 2019 (by bringing : 17:15 of 18 February 2019)

(4) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system :

12:00 of 29 March 2019 (by bringing : 12:00 of 29 March 2019)

(5) Bid Opening : 15:00 of 1 April 2019

(6) Contact point for tender documentation : Accounting and
Contract Division,

Okinawa General Bureau, 2-1-1 Omoromachi Naha City, Okinawa, 900-0006
Japan.

Tel : 098-866-1901

Fax : 098-861-3654